

# 後期高齢者医療制度にご加入の皆さんへ



## ◆後期高齢者医療資格確認書・後期高齢者医療資格情報のお知らせを送付します

**資格確認書**

資格確認書を、医療機関を受診する際にご提示ください。  
※住所の記載は裏面の記入欄にご記入ください。

**資格情報のお知らせ**

資格情報のお知らせは、被保険者の資格（被保険者番号、保険者名、氏名、負担割合など）を記載した通知書です。医療機関で受診する際、マイナ保険証の利用ができない場合は、マイナ保険証とともに提示することで受診が可能となります。  
※資格情報のお知らせだけでは受診できません。

	対象者 ※令和8年8月1日時点	発送時期	発送方法	有効期限
資格確認書	①85歳以上 ②85歳未満でマイナ保険証の利用登録をしていないかた	7月中旬から下旬	特定記録郵便	令和9年7月31日
資格情報のお知らせ	85歳未満でマイナ保険証の利用登録をしているかた		普通郵便	

※氏名、生年月日などをご確認ください。

## ◆令和8年度からの保険料が変わります

令和8年度から子ども・子育て支援金制度が始まります。  
医療分の保険料とは別に、子ども・子育て支援納付金分の保険料を算定します。

詳細は子ども家庭庁ホームページをご確認ください▶



### 令和8・9年度の保険料率

保険料算出の基礎となる保険料率(均等割額と所得割率)は県内の全市町村で均一で、2年ごとに見直しが行われます。  
令和9年度の子ども分の保険料率は令和8年度中に決定します。

医療分 (令和8・9年度)

均等割額 **52,370円** (6,440円増)      所得割率 **9.49%** (0.46ポイント増)

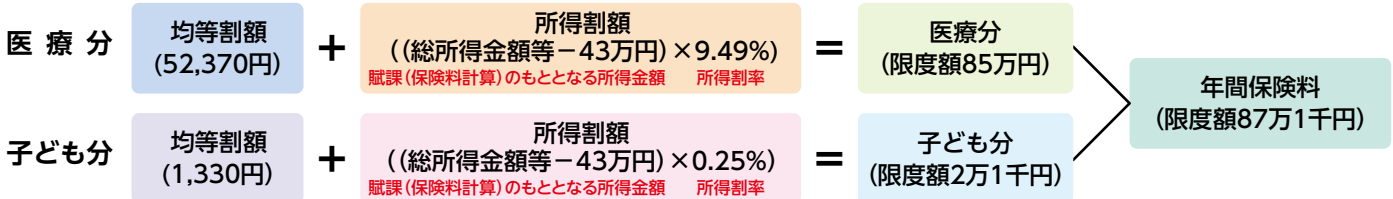
新設

子ども分(子ども・子育て支援納付金分) (令和8年度)

均等割額 **1,330円**      所得割率 **0.25%**

参考 令和6・7年度の保険料率      均等割額 45,930円      所得割率 9.03%

### 令和8年度の保険料



### 均等割額の軽減

同一世帯内の被保険者と世帯主の令和7年中の総所得金額等の合計額が軽減判定基準以下の場合、保険料の均等割額が2割・5割・7割(医療分は7.2割)軽減されます。

■軽減後の均等割額の比較

軽減割合	令和6・7年度	令和8年度 (医療分と子ども分の合計)
7割(医療分は7.2割)	13,700円/年	14,900円/年 (+1,200円)
5割	22,960円/年	26,840円/年 (+3,880円)
2割	36,740円/年	42,950円/年 (+6,210円)

問い合わせ…高齢者保険事業室 ☎048-259-7653 FAX048-259-7930 ※FAXでの問い合わせは、返信先の明記をお願いします。